

第6章 計画の推進体制

1 高齢者保健福祉計画推進のしくみ

(1) 庁内推進体制の充実

高齢者保健福祉計画の推進に向けて、保健福祉部高齢者福祉課を中心に、高齢者が関わるすべての関係部署と連携しながら、各種施策に取り組みます。

また、高齢者が効率良くスムーズに行政サービスを受けられるよう、担当課との連携を強め、相談者・来庁者を必要以上にお待たせしないワンストップサービスの提供にも努めていきます。

(2) 介護保険・地域包括ケア協議会

保健、医療、福祉、学識経験者及び被保険者代表により構成される町の附属機関「介護保険・地域包括ケア協議会」において、計画の進捗状況を管理・審査していきます。

また、高齢者保健福祉事業と介護保険事業が連携し、高齢者が住み慣れた地域や本人が望む場所のできる限り自立した生活を送れるよう、保健（予防）・医療・介護・生活支援・住まいが一体的に切れ目なく支援できる体制や仕組みを整えられるよう協議していきます。

(3) 関係機関・組織・団体との連携強化

社会福祉協議会・地域包括支援センターなどの福祉・介護に関連する機関、医師会・歯科医師会・薬剤師会などの医療関係の組織との連携のもとに計画を推進します。

特に、地域包括システムの構築には、官民一体となった取り組みをしていくために設置する協議会との密接な関わりが不可欠となります。

より身近なところでお互いを支え合うために効果的な町内会や老人クラブ等との連携を強化し、高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域で暮らす高齢者を見守り、支援するための共助のネットワークを作り、必要に応じて公的支援につなぐ仕組みの拡充を図ります。

また、保健・医療・福祉などに関する活動を展開するNPO法人やボランティア団体を支援・育成していきます。

(4) 住民参加の推進

いつまでも元気に暮らすためには、住民主体の助け合い活動が大切になります。音更町にふさわしい高齢者保健福祉を運営していくためには、行政、町民、関係機関、関係団体などと連携していくことが必要です。

また、本計画の施策を実施するに当たっては、ボランティア活動、認知症サポーターなど、世代を超えた多くの町民、団体の自発的な参加についても推進していきます。

2 介護保険運営のしくみ

(1) 保険者機能・庁内推進体制の充実

介護保険制度を円滑に運営するために、苦情等相談機能の充実、公平公正な介護認定、給付の適正化、介護予防の効果の検証、地域密着型サービスの指定、地域包括支援センター等の運営支援等、保険者機能の充実を図ります。

高齢者福祉課を中心に、庁内関係各課等と連携しながら、介護保険事業計画を推進します。

(2) 介護保険・地域包括ケア協議会

保健、医療、福祉、学識経験者および被保険者代表を構成員とする「介護保険・地域包括ケア協議会」の充実を図ります。

介護保険事業計画等の実施から進行管理、評価、見直しの過程において、行政、関係機関や組織・団体、町民と協働しながら、介護保険のより円滑な運営に努めます。

(3) 介護認定審査会

医療・保健・福祉分野の専門家で構成する介護認定審査会の4合議体の委員長および委員長代理からなる「北十勝介護認定審査会委員長・委員長代理会議」において、介護認定の質の向上や平準化の研究・検討を行っています。今後も更にその取り組みの充実を図ります。